

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊刑企第16号

令和3年1月8日

### 品触要綱の制定について（通達）

品触れについては、これまで「品触要綱の制定について（通達）」（平成27年12月17日付け熊刑企第579号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）等が施行されたことに伴い、別添のとおり品触要綱が改正されたことから、引き続きその適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、本通達をもって廃止する。

※ 別添警察庁通達「品触要綱の制定について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。